

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）に関する意見募集について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 10月22日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）に関する意見募集」※1※2が開始されました。
- 2020年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に関して、国民年金法施行令、厚生年金保険法施行令および確定拠出年金法施行令等の改正案が提示されました。
- 主な改正案の内容は、以下のとおりです。
 1. 国民年金・厚生年金保険における日本に短期滞在する外国人に対する脱退一時金について支給上限を3年から5年に引き上げ
 2. 確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、加入期間1カ月以上3年以下から1カ月以上5年以下とする

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）に関する意見募集について」](#)

※2 意見募集期限：2020年11月26日

公布日・施行日

- 公布日：2020年12月下旬（予定）
- 施行日：上記1. 2の項目については、2021年4月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

主な政令案の概要

改正項目	改正概要	施行日
(1)脱退一時金の支給上限年数の見直し	【国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令】 日本に短期滞在する外国人に対する脱退一時金について、支給上限を3年から5年に引き上げ	2021年4月1日
(2)確定拠出年金における脱退一時金の支給要件の見直し※3	【確定拠出年金法施行令】 確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、現行、加入期間1カ月以上3年以下から、1カ月以上5年以下とする	2021年4月1日

※3 2022年5月1日以降、日本国籍を有しない者(国民年金被保険者になれない者)が帰国する等の際には、通算拠出期間が短い等の一定の要件を満たす場合は、脱退一時金の受給が可能となります。

その他の主な改正案概要

改正項目	改正概要	施行日
(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	寡婦控除及び寡夫控除がひとり親控除及び寡婦控除に再編されることに伴い、国民年金保険料の申請一部免除基準等の判定所得の計算時の所得控除においても同様の措置を講じる	2021年1月1日
(2)未婚のひとり親の申請全額免除基準への追加	未婚のひとり親が個人住民税の非課税措置の対象となることに伴い、国民年金保険料の申請全額免除の対象者としても追加する。また、寡夫についても対象に加える	2021年4月1日
(3)年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月の見直し	簡易な請求書(はがき型)の送付を実施するため、年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月を、8月から10月に変更することに伴う所要の改正を実施	2021年8月1日
(4)年金生活者支援給付金の簡易な請求書(はがき型)を送付された者の認定請求の特例	簡易な請求書(はがき型)の送付が概ね8月末～9月上旬に行われることとなることを踏まえ、12月末までに当該請求書を返送した場合は、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなす	2021年4月1日

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。